記入例

固 定 資 産 現 所 有 者 申 告 書

提出する日を記入

年　　月　　日

（宛先）平塚市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、平塚市市税条例第２５条の３の規定に基づき申告いたします。

・申告者が相続人代表者になります。
・相続人代表者に納税通知書及び納付書を送付します。

申　告　者 （現所有者） ※相続人代表者	氏　名	平塚　一郎		所有者 （被相続人） との続柄	長男
		個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		
	住　所	平塚市浅間町〇ー〇			
	生年月日	昭和３５年１月１日	電話番号	０４６３－２３－１	

亡くなられた方との続柄

所 有 者 （被相続人など）	氏　名	ふりがな　ひらつか　たろう 平塚　太郎	死 亡 年 月 日 令和２年１２月１日
	住　所	平塚市豊原町〇ー〇	

現所有者（代表者以外の相続人）	氏　名	ふりがな　ひらつか　はなこ 平塚　花子	被相続人 との続柄	妻
	住　所	平塚市豊原町〇ー〇		
	氏　名	ふりがな　よこはま　うめこ 横浜　梅子	被相続人 との続柄	長女
	住　所	横浜市中区〇〇町〇ー〇		
		ふりがな	被相続人 との続柄	
	住　所			

・代表者以外の相続人全員（法定相続人）を記入してください。
・相続放棄された方は記入せず、「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。
・代表者以外の方には、共有物件課税通知書を送付します。

備考欄
相続登記の予定（あり・なし）　　年　　月頃

相続登記の予定を記入してください。

※記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

※市処理欄	課長	担当長	担当者	確認

【注意事項】

1　「現所有者」とは、所有者として登記または登録されている人が死亡している場合に、その土地または家屋を所有している人のことで、通常は相続人が該当します。
2　遺産分割が完了するまでは、その土地または家屋は法定相続人全員の共有となります。固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税」という）は、相続人全員が連帯して納税義務を負います。
3　相続登記がされるまでの間は、この申告書に記載の現所有者に固定資産税が課税されます。申告者（相続人代表者）に納税通知書及び納付書が送付されます。
4　この申告は、固定資産税の課税に係るもので、土地または家屋の相続登記、相続税の申告とは関係ありません。相続登記は登記所での手続きが必要です。
5　未登記家屋の所有者変更については、別途手続きが必要です。

【必要書類】

1　申告者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
2　申告者の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
3　被相続人の出生から死亡までの登録されていた全ての戸籍（除籍）謄本の写し、または法定相続情報一覧図の写し（登記所が発行したもの）
4　相続の内容が確定している場合は次のいずれかの書類
（１）遺産分割協議書が作成されている場合
遺産分割協議書の写し、法定相続人全員の印鑑証明書の写し
（２）遺言がある場合
公正証書遺言書、または家庭裁判所の検認を受けた遺言書等
5　相続権を放棄している場合は次の書類
相続放棄申述受理通知書の写し、または相続放棄申述受理証明書の写し
※相続放棄している方は、現所有者の欄に記入しないでください。

お問い合わせ
平塚市役所固定資産税課
電話　0463-21-8557（土地担当）　0463-21-8768（家屋担当）